

○農林水産省告示第五百九十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の規定に基づき、指定市町村を次のとおり指定したので、農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第九条第四項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十三日

農林水産大臣 齋藤 健

指定する市町村	指定の効力が生ずる日
岩手県盛岡市 三重県伊勢市	平成三十年四月一日
岩手県滝沢市 愛知県津島市	平成三十年七月一日
大分県大分市	平成三十年十月一日